公益社団法人全国有料老人ホーム協会　役員選任規則

（目的）

第１条　公益社団法人全国有料老人ホーム協会（以下「本協会」という。）は定款第２６条に規定する理事及び監事（以下「役員」という。）の選任に関し、この役員選任規則（以下「本規則」という。）を定める。

（役員の構成）

第２条　入居者保護並びに本協会の透明性及び公平性を高める観点から、役員の構成は、次の通りとする。

（１）理事は、入居者、消費者団体の社員等、有識者及び経験者（以下「非事業者理事」という。）並びに本協会正会員の役員（執行役員、会長を含む。以下「事業者理事」という。）をもって構成し、非事業者理事数は定款に定める理事定数の半数とするものとする。

（２）事業者理事は、全国立候補により選任された理事３名以内（以下「立候補理事」という。）及び地域からの立候補により選任された理事７名以内（以下「地域理事」という。）から構成されるものとする。

（３）監事は、入居者、有識者、公認会計士から、３名以内で選任するものとする。ただし、公認会計士においては、選任時より起算して過去４年間、本協会会員の役員であった者、及び本協会会員の監査又は税務に係る業務に携わった者であってはならない。

２　前項の役員は、役員選任日時点において満８０歳未満でなければならない。また、任期中に満８０歳となった者は、当該任期満了日までの間に限り、役員を継続できるものとする。

３　事業者理事がその任期中に正会員役員を退任した場合にも、当該任期満了までの間は、事業者理事の資格を失わないものとする。

（選挙管理委員会）

第３条　選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の委員（以下「委員」という。）は５名以内とし、そのうち１名を選挙管理委員長（以下「委員長」という。）とする。

２　委員及び委員長は理事会が選任する。

３　委員は役員候補者になることができない。

４　委員は、選挙に関し知り得た情報を他に漏らしてはならない。

（選挙事務の管理）

第４条　本規則において、役員選任に関する事務は委員会が行うものとする。

２　委員会事務局は、委員長の指示のもとに、選挙に関する事務手続きを行う。

３　前項の委員会事務局の担当者は、委員長が委員会の決議を経て本協会事務局職員の中から任命する。

４　委員会は、立候補理事候補者及び地域理事候補者の、選出業務の管理を行う。

（役員選任の告示）

第５条　委員会は、役員選任総会（以下「総会」という。）において役員の選任を行う旨を総会の６０日前までに告示しなければならない。

２　前項の告示は本協会正会員に対し、書面により行うものとする。

（立候補理事の候補者）

第６条　立候補理事に立候補する者（以下、この条において「候補者」という。）は、前条の告

示日から起算して１５日以内に、委員会に以下の事項を記載した書面により、その旨を届け出なければならない。なお、候補者は、１正会員につき１名に限るものとし、正会員が協同設置者の場合には、その代表事業者の役員１名に限るものとする。

（１）氏名

（２）年齢

（３）所属する正会員名及び役職名

（４）立候補の動機・理由

２　委員会は、総会開催月の前月の理事会までに、候補者名を理事会に対し、書面により通知しなければならない。当該書面には、候補者が届け出た前項第１号から第４号までの事項を記載するものとする。

３　候補者は、委員会への届け出後、本協会の倫理綱領を遵守して、選挙活動を行うものとする。

４　候補者は、地域理事候補者を兼ねることはできない。

５　候補者が本規程に反する場合には、当該立候補を無効とすることができる。

６　理事会は、第２項により通知された候補者の選任について、総会に上程するとともに、総会の日の３週間前の日又は総会招集通知を発した日のいずれか早い日までに、本協会正会員に対して候補者を書面により通知しなければならない。

（地域理事の候補者）

第７条　地域の区分及び地域理事の定数は、別表に定める。ただし、地域の区分及び地域理事の定数は、必要があれば理事会において見直しを行うものとする。

２　地域理事の候補者（以下、この条において「候補者」という。）は、１正会員につき１名に限るものとする。ただし、正会員が協同設置者の場合には、その代表事業者の役員１名に限るものとする。また、複数ホームを運営する正会員はその本店所在地の地域において、単一ホームを運営する正会員はホーム所在地の地域において、それぞれ候補者となることができる。

３　各地域の候補者数は、第１項に定める当該地域の理事定数を超えて選出することはできない。

４　候補者の選出は以下の方法によるものとする。

（１）第５条の告示後、委員会は各地域の正会員に対し、候補者を選出する旨を通知し、その立候補を募るものとする。

（２）前号の立候補者は、第５条の告示日から起算して１５日以内に、委員会所定の書式により、第６条第１項第１号から第４号までの事項を記載して、委員会へ届け出なければならない。

（３）前号の届出の結果、立候補者が別表に定める定数枠を超えた地域については、委員会が当該地域内で選挙を実施して、候補者を決定する。

５　委員会は、総会開催月の前月の理事会までに、理事会に対し候補者名を書面により通知しなければならない。当該書面には第４項第２号により立候補者が届出た事項を記載するものとする。

６　理事会は、前項により通知された候補者の選任について、総会に上程するとともに、総会の日の３週間前の日または総会招集通知を発した日のいずれか早い日までに、本協会正会員に対して候補者を書面により通知しなければならない。

（非事業者理事及び監事候補者）

第８条　非事業者理事及び監事の候補者は、理事会において決定するものとする。

２　理事会は総会の日の３週間前の日または総会招集通知を発した日のいずれか早い日までに本協会正会員に対して、非事業者理事及び監事の候補者を書面により通知しなければならない。

（地域理事及び非事業者理事の選任の方法）
第９条　地域理事及び非事業者理事の選任は、第７条第６項及び第８条第６項の通知に係る各候補者につき、各別に総会において定款第２２条に定める決議により行うものとする。
２　前項により選任されなかった地域理事及び非事業者理事については欠員とする。

（立候補理事の選任の方法）
第１０条　立候補者が３名以内の場合は、各立候補者につき、各別に総会において定款第２２条に定める決議による選任を行うものとする。
２　立候補者が４名以上の場合、立候補理事の選任は、第６条第６項の通知に係る候補者につき総会において記号式投票の方法で、定款第２２条に定める決議により行い、過半数に達した上位３名とする。
３　前項による投票の結果、過半数に達した得票同数者がいるため上位者を決定できないときは、議長の議決権行使により上位者を決定する。
４　第２項による投票の結果、得票数が過半数に達した者が３名に満たないときは、過半数に達しない上位得票者（得票同数者がいるときは、その者を含む。）につき議長が議決権を行使して、その結果、過半数に達した者を選任する。
５　第１項から前項までの規定により選任されなかった立候補理事については欠員とする。

（監事の選任の方法）
第１１条　監事の選任については、第９条を準用する。

（事業者理事の再任）
第１２条　事業者理事の再任は、連続４期までとする。

（規則の改廃）
第１３条　本規則の改廃は、理事会において行う。

附則
１　本規則は、公益社団法人全国有料老人ホーム協会設立の登記の日以後、最初に実施される役員選任選挙から適用する。
２　前項の登記の日における役員には、2012 年 6 月 28 日時点における社団法人全国有料老人ホーム協会の役員が就任する。
３　附則第２項に基づいて就任した事業者理事については、2013 年 4 月 1 日から開始する事業年度に関する定時社員総会の終結の時までを第１期として第１２条を適用する。
４　本規則の改正は、2015 年 6 月 18 日から適用する。
５　本規則の改正は、2015 年 8 月 6 日から適用する。
６　本規則の改正は、2020 年 8 月 20 日から施行する。
７　本規則の改正は、2022 年 3 月 17 日から施行する。
８　本規則の改正は、2024 年 3 月 21 日から施行する。

別表

地域名	都道府県名	理事定数
北海道・東北	北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県	1
関東	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県	3
北陸・甲信越・東海	新潟県・富山県・石川県・福井県・山梨県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県	1
近畿・中国・四国	滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県	1
九州・沖縄	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県	1
計		7

※１法人１ホームではホームの所在地域、複数ホームを運営する場合は法人の所在地域となる。
※役員候補者届出締切日において正会員の役員であるものが、候補者となることができるものとする。